

花巻市市民参画・協働推進委員会（第3回）会議録

日時	平成25年6月27日（木）午後1時30分～午後2時35分
場所	花巻市役所本館3階 委員会室
出席者	委員出席者7名 佐藤良介委員長、高橋則子委員、鈴木卯造委員、平賀喜代美委員、 中台照幸委員、浅沼幸雄委員、阿部善郎委員 委員欠席者3名 土田和長副委員長、瀬川公委員、山本明彦委員 市側関係課1名 清水辰哉教育企画課課長補佐 事務局出席3名 小林忠久市民協働参画課長、加藤充同課市民協働男女参画推進係長、 照井陽子同課主事
傍聴等	傍聴者0名 報道関係者1名 岩手日日新聞花巻支社
次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 報 告（1）市民参画の対象外及び除外したものについて 協 議（1）市民参画の事前評価について ・花巻市教育振興基本計画 4 閉 会

議事録

1 開会

事務局（加藤市
民協働参画課市
民協働男女参画
係長）（以下、事
務局（加藤））

（本日の出欠席状況を確認し、本会議が成立要件を満たしていることを報告したのち、開会を宣言）

2 あいさつ

佐藤委員長

皆様ご苦勞様でございます。第3回委員会を招集いたしましたところ、このようにお暑い中ご出席をいただきましてありがとうございます。

花巻も梅雨入り宣言されたようでございますが、さっぱり雨が降らない蒸し暑い日が続いております。豊沢ダムも水位が半分ぐらいになっているということで、7月1日から取水制限するという話もあるようです。去年も空梅雨でございましたが、やはりもう少し雨も降って、農作物に影響のないようにと願うところでございます。

皆様にはお暑い中ご健勝で心からお喜び申し上げる次第でございます。

本日は、議事といたしまして、報告事項9件、協議事項が1件ございますので、よろしくご審議賜われますようお願い申しあげまして、簡単ですがご挨拶といた

します。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

報告（1）市民参画の対象外及び除外したものについて

佐藤委員長（以下、議長） 報告事項として、市民参画の対象外及び除外したものについて、9件ございますので、小林課長よりご説明をお願いいたしたいと思ひます。

事務局（小林市民協働参画課長）（以下、事務局（小林）） （市民参画の対象外及び除外したもの9件について報告）

議長 只今ご報告いただいた9件について、ご質問があればご発言お願いいたしたいと思ひます。

No.1「花巻市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」について

鈴木委員 延滞金は、安くなるのですか。

事務局（小林） 現在の延滞金の率は年14.6%の割合ですが、改正後は、現在の特例基準割合4.3%に7.3%を足して、年11.6%という計算になりますので、今後特例基準割合が大きく変動しない限りは、安くなるものです。

No.2「花巻市部設置条例の一部を改正する条例」について

議長 これは、現在の部課制を再編するということですか。

事務局（小林） そうです。

No.3「花巻市市税条例の一部を改正する条例」について

なし

No.4「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について

なし

No.5「花巻市墓園条例の一部を改正する条例」について

平賀委員 225区画を増設するという説明でしたが、やはりそれだけ希望者が多いという

ことですか。

事務局（小林） 松園墓園の場合は、立地が良いことから、空き区画待機者が 40 人程いるということでの増設と聞いております。

No.6「(仮称) 花巻市子ども・子育て会議条例」について

なし

No.7「花巻市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例」について

なし

No.8「岩手中部水道広域化に伴う水道料金の統一」について

なし

No.9「花巻市火災予防条例の一部を改正する条例」について

なし

議長 それでは、報告の9件につきましては、ご確認いただいたものといたします。

協議（1）市民参画の事前評価について

議長 続きまして、市民参画の事前評価についての協議に入ります。協議案件の「花巻市教育振興基本計画」について、小林課長より説明をお願いします。

事務局（小林） （「花巻市教育振興基本計画」の概要及び市民参画計画について説明）

1 対象の内容について

浅沼委員 この計画の内容は、教育部門に限ってということですね。競技・生涯スポーツ、芸術文化（文化財の保護活用以外のもの）、生涯学習を除くとありますから教育のほうに関する基本計画ということですね。

教育部教育企画課清水課長補佐（以下、清水教育企画課長補佐） 実は、現行の教育振興基本計画には、競技・生涯スポーツ、芸術文化（文化財の保護活用以外のもの）、生涯学習も入っております。現行計画は平成19年に策定したのですが、その後の機構改革で、それまでは教育委員会の所管事務であった競技・生涯スポーツ、芸術文化（文化財の保護活用以外のもの）、生涯学習が市長部局に移管され、そちらで事務執行しております。そのため、新しい基本計

画では、現在、教育委員会が所管いたしております学校教育、就学前教育、文化財の保護活用に関する部分に特化した計画となる予定となっております。

浅沼委員 まちづくり部に移りましたね。

清水教育企画課 はい。そのため、花巻市スポーツ振興計画、花巻市芸術文化振興計画、花巻市生涯学習振興計画については、別途、市長部局で個別に計画することになるかと思ひます。

中台委員 市の体制が変われば、この分類も変わるということですか。現在の市の体制に準拠してこのような形になったということですか。

議長 報告事項 No.2 の「花巻市部設置条例の一部を改正する条例」（9月議会に上程の予定）の内容如何によって、26年4月以降の機構が変わるようなことがあれば、この教育振興基本計画の分類も変わってくるのかという質問かと思ひますが。

清水教育企画課 本基本計画の策定作業は、現在策定作業中の市の総合計画が決まってからのスタートとなります。新しい総合計画の内容を受けて部設置条例の改正により、来年4月以降の市の組織体制が明らかになってきますので、もしかしたら若干の修正があるかも知れません。

中台委員 そうすると、教育に関する基本的な理念とか、そういうものは、花巻市総合計画の中に含まれているということになりますか。

清水教育企画課 一番大きな計画として総合計画があり、その下位に、学校教育とか、就学前教育に関する教育振興基本計画が位置することになります。

議長 ベースになるのは、あくまでも花巻市総合計画であって、それに基づいて各分野部門毎の計画がある。そのなかで、教育委員会が所管する学校教育、就学前教育、それから文化財の保護活用に関することを定めたものが、この教育振興基本計画ということになりますね。

清水教育企画課 はい。

議長 今の体制になって何年になりますか。

清水教育企画課 平成21年度からです。今年で5年目です。

2 市民参画の方法について

方法①審議会その他の附属機関における委員の公募（花巻市教育振興審議会での審議）

- 議長 皆さんのお手元に、25年6月1日現在の教育振興審議会の委員名簿をお配りしてございます。先程、資料 2-2 市民参画計画書で説明のあった団体の他、公募委員が2名という構成でございます。
- 中台委員 審議会はいいんですけれども、この市民参画のスケジュールでは5月から10月まで計画素案の作成とありますが、計画素案の作成はどの機関でやるんですか。計画素案の作成には、一切市民は関わらないのですか。
- 清水教育企画課長補佐 教育委員会が素案を作成して、それに対し市民の皆様よりご意見を頂戴する予定です。
- 議長 そのひとつの手段として、只今、議題としております教育振興審議会の審議ということでございます。
- 阿部委員 この、全市民を対象というのは、もう少し分かりやすく言うと。(市民参画の方法②パブリックコメントに関する質問)
- 議長 それは、後程取り上げますので、今は待ってください。まず今は、教育振興審議会での審議についてお諮りしたいと思います。
何か質問ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。
- 浅沼委員 この教育振興審議会での審議を実施する際の委員さんは、現行の(本年6月1日現在の)方々のまま、変わらないのですか。
- 清水教育企画課長補佐 はい。ただし、団体からの推薦を頂いて、団体の代表の方に参画していただいている委員さんの場合は、所属団体等での異動があれば、その都度代わっていく可能性はございます。例えば、上から2つ目の、花巻市教育振興運動推進協議会ですが、実は、先月会長さんが変わって、7月1日からは新しい会長さんがこの委員として参画していただくことになっています。
- 浅沼委員 団体の代表ということで出しているのであれば、そうなるのでしょうか。一般公募の方の場合は、代わらないのですか。
- 清水教育企画課長補佐 公募の方は、2年間の任期中(本年5月1日～平成27年4月30日)は変わりません。
- 議長 審議会の会長さんは、どなたになるのですか。
- 清水教育企画課長補佐 まだ、任期が新しくなってから(※改選後の意)、第1回目の会議を開いてないので、決まっておりません。

- 議長 ①の方法について、他にご意見ご質問はございませんでしょうか。
- なし
- 方法②パブリックコメントの実施（花巻市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメント）
- 議長 では、次に参画の方法②のパブリックコメントの実施についての質疑に入りますが、先ほど阿部委員のほうからご質問がありましたので、再度ご発言をお願いします。
- 阿部委員 ここで言う市民とは、一般に言われる市民という解釈でいいですか。
- 事務局（小林） 市民の定義につきましては、まちづくり基本条例に定められておりまして、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものとなっております。
- 浅沼委員 パブリックコメントの期間は、1ヶ月では短くないですか。
あるいは、こういう物は、おそらく興味のある人しかご覧にならないと思いますので、全市民にお知らせしたという意味では、これで充分なのでしょうか。
- 議長 十分な検討期間を考慮したと思いますが、小林課長さん、どうですか。
- 事務局（小林） パブリックコメントの実施につきましては指針を設けておりまして、その中で実施期間を原則として30日以上と定めております。
- 議長 期間は30日ということよろしいでしょうか。
- 平賀委員他 はい。
- 中台委員 パブリックコメント募集の前に、説明会とか、そういうのを開いても、市民は集まらないですかね。
- 平賀委員 集まらないでしょうね。
- 中台委員 筋から言えば、事前に説明会を開いて、それに基づいて色々ご意見を出していただくべき。ただ資料を配る、または備え置くから、それを見て意見があったら出しなさいよ、というのがパブコメの募集である。だから、見に行かない人は、全然関係ない。
- 浅沼委員 10月15日号の広報はなまきに、資料を置いてる場所等の情報を掲載するということですか。

- 事務局（小林） はい、広報に載せます。
- 阿部委員 広報を、市民がどれだけ知っているかということを考えると…（周知方法としては不十分ではないかの意と解される）
- 浅沼委員 どの媒体よりも、市民は広報が一番見ていると思います。
- 事務局（小林） 現在の市の広報媒体のなかでは、広報は全戸配布しており、一番市民の目につく形で提供されています。ホームページの場合は、パソコンが無い方は見れないという制約があります。
- 浅沼委員 説明会を開いて頂くということになれば、たいてい今は振興センター単位の開催になるのですが、人が集まらないと地元コミュニティとしては恥ずかしい思いをしますし。
- 平賀委員 先程の教育振興審議会には、子どもたちに関する組織の代表が入っていますので、そうした各組織の中で協議する機会を設ければいいと思います。
- 議長 そのために教育に関する団体の代表の方が入っているのでしょうか。
- 平賀委員 これだけで一般市民の意見を十分に吸い取れるのかなあという気はしますが、まあ、この審議員の方たちが、それぞれ自分の組織で、どれだけ話し合うかにもよりますね。
- 浅沼委員 パブリックコメントを実施することで、退職された元教育者の方々もご覧にならうから、そういう方々もちゃんと意見をを入れてくれるのではないのでしょうか。そういうことで、私はこの計画でよろしいと思います。
- 議長 それでは、市民参画の方法については、①審議会その他附属機関における委員の公募（花巻市教育振興審議会での審議）と、②パブリックコメントの実施（計画素案のパブリックコメント）という2つの方法で市民参画をすることよろしいでしょうか。
- 一同 はい。

3 計画・条例等の全体スケジュールについて

- 議長 計画・条例等の全体スケジュールについて、何かご質問があれば、お受けしたいと思います。
- 平賀委員 総合計画が基になり、今回の教育振興基本計画のような（個別具体の）計画が

あるわけですが、それとは別に市民憲章というもう一つの目標がありますが、この位置づけがよくわからない。どのように融合しているのかよく見えてきません。あるいは、まったく別なものなののでしょうか。これから策定しようとしている計画素案の中には、どのように入ってくるのでしょうか。

事務局（小林） 別ではないのですが、融合の部分がちょっと見えづらいかも知れません。総合計画から、この教育振興基本計画のような具体的な施策の部分に入ってきますと、重なっているところが結構あるわけです。ただ、総合計画を見ても、市民憲章の理念がこことここに入っていますという形になってないから、よくわからないのだらうと思います。

平賀委員 市民としては、何か集まりがあると市民憲章を唱和したり、市民の歌を歌ったりしていますので、当然総合計画の中にもその理念が生かされているのだらうと思っておりますが、市の考え方は違うのでしょうか。

事務局（小林） 確かに、計画の中で一番上に理念があって、そこから枝分かれしていく形で体系付けられていけば、分かり易いですよね。でも総合計画の中では市民憲章がそのままの形では出てこない。

平賀委員 市民憲章の言葉は、散らばっていっぱい入っているのですけれど、市民憲章そのものは、何も関係ないみたいだなという感じがします。

中台委員 市民憲章というものは、国の法律体系でいえば憲法みたいなものでしょう。

平賀委員 憲法みたいなものなのではないでしょうかね。

中台委員 憲法は、政権を持っている人に対する規制だと言われておりますけれども、市民憲章の場合は、花巻市に住む市民としての共通理念というか、目標というか、それを超える姿が美しいっていう基本理念ですよ。そうであれば、やっぱり総合計画の根幹を成すわけで、それはトップにきて、そこから派生していくっていうのがあるべき形だと思います。

平賀委員 そうだったら、すごく分かり易いですね。

中台委員 それが筋だらうと、私も思います。

平賀委員 でも何か、ちょっと影が薄いと感じます。市民の声として、どうなのかなあと思うことがよくあります。

議長 総合計画のことになってしまいましたけれども。

平賀委員 この教育振興基本計画の作成のときには、その辺りをちょっと考えてみてほし

いと思います。

阿部委員 市民条例（まちづくり基本条例と思われる）の中には、子供の権利というのが確かあったはずなんですけど、教育振興審議会の審議では、子供の声を反映させるようなものはあるのでしょうか。

これは地域づくりにも非常に大事なことだと、私は考えています。子供の意見を審議会の中に反映させているのかどうか。あるいは、審議会の委員だけで検討しているのかという質問です。

清水教育企画課
長補佐 審議会に子供は入っていませんが、審議会の委員には校長先生や学童クラブの先生が入っていますので、その方々を介して子供たちの声をご意見として頂戴する形になります。

また、この計画の策定のために子供たちの意見を直接聴取するする機会は予定しておりませんが、私ども教育委員会としては普段から子供たちの話を直接を聞いております。

阿部委員 というと、内容が入らないってことですね。

平賀委員 入らないということではないと思います。

事務局（小林） 直接的ではなくても、間接的に子供の意見が入るということです。

阿部委員 むしろ、これはパブリックコメントよりも重要性があると思います。例えば、地域づくりなんかでも、子供を参画させることは必要なことだと思うんです。

浅沼委員 審議会のメンバーには、教育のプロである先生とか、PTAの親御さんとか、学童クラブの方々が入ってるから、十分反映されると私は思います。

阿部委員 大石市長はよく子どもを呼んで、代表者を呼んで、お話し合いをしていると広報に載っているんですけどもね、市長さんは積極的にやっているような感じを持っているんですけども。

清水教育企画課
長補佐 阿部委員さんがおっしゃられているのは、我々が作った素案を子どもたちにも見せて、子供たちの意見を吸い上げろということですか。

阿部委員 そこまではやならくとも、審議する場合はですね、作る前、参画する前に、そういった子どもたちの意見とか声とかね、そういったものが入ればいいんじゃないかと考えています。

清水教育企画課
長補佐 素案を作るのは、あくまで我々事務方（教育委員会）でございしますが、我々は常日頃から子どもたちと接して、子どもたちと話をしながら、また、学校の先生たちとも話をしながら素案を作ってまいりますので、その時点で子どもたちの考

えは汲み取れると考えております。

議長 この話題は、この辺で区切りをつけてもよろしいですか。直接的にはなくとも、間接的に反映させるということです。

中台委員 新しい基本計画では、この現行基本計画の目次の中で、第4章「施策別の計画と基本方針」のところにある第2項「競技・生涯スポーツの推進」と、それから、第3項「創造性豊かな芸術文化の振興」とか、第4項の「(豊かな心を育む)生涯学習の推進」は、項目からなくなるのですか。

清水教育企画課長補佐 はい、なくなる予定です。これらは、また別途、生涯学習基本計画であったり、スポーツ振興基本計画として策定される…

中台委員 これらの項目については、今度はどこが立案するんですか。

清水教育企画課長補佐 今は、まちづくり部が所管しております。

議長 総合計画のところでも、説明しましたよね。

中台委員 全然別の話題ですが、中央図書館の…

議長 いやいや、ちょっと、まず今は教育振興基本計画を審議しているところですから。今は、中央図書館の審議ではございませんから。

◇市民参画・協働推進委員会評価（総合評価）

議長 それでは、他にご意見がなければ、皆さんにお諮りいたしたいと思います。資料2-2「市民参画計画書」の裏のほうをご覧いただきたいと思いますが、市民参画・協働推進委員会評価についてお諮りします。方法、時期、対象者、周知方法、周知時期とありますが、方法①は、審議会その他の附属機関における委員の公募、花巻市教育振興審議会での審議と、方法②は、パブリックコメントの実施ということでございますが、方法、時期、対象者、周知方法、周知時期、いずれについても適切であるということでもよろしいでしょうか。

一同 はい、いいです。

議長 それでは、花巻市教育振興基本計画の市民参画計画の事前評価につきましては、当委員会は適切であると判断したということでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

まちづくりにおいても、教育というのは一番大事な根幹だと思っておりますので、担当部署には総合計画に基づいた基本計画を策定して頂きますようお願いいたします。

と思います。

それでは、これで協議を終わらせていただきたいと思います、その他…

◇◇その他

中台委員 次第には、「その他」という項目がありませんが、そうすると、今日の審議の対象外ですか、中央図書館問題は…

平賀委員 意見としてお聞きすることはできますよね。ここで協議するものではありませんが。

事務局（小林） はい、この場で協議するものではありません。

中台委員 中央コミュニティから、中央図書館と子どもセンターの設置について、要望書が出ていると思うんですが、それらのこれからの扱い方とかですね、それから、やっぱり中央図書館ですので、これこそ市民協働参画でこれから実現していかなくちゃならないと思うんですが、そのへんの市ご当局の考え、今後どういうふう展開されていくのかをお聞きしたい。

議長 中央図書館については、4月に開催した委員会で皆さんにお諮りしたわけですが、その後、日程的な変更があったようですね。基本構想の策定が遅れているという話を聞いておりますので、それについて事務局よりご説明をお願いします。

事務局（小林） 前回、中央図書館についての市民参画計画のご協議をいただきました。その際、担当部署の方から、スケジュール的には策定期間が延びるかも知れないという説明がありました。そうしたなかで、現在、担当の方からは、パブコメの実施時期が延びていると聞いております。

それから今、中台先生から花巻中央地区コミュニティ会議の要望書のお話が出ましたが、この場で協議できる内容ではないので、コメントは控えさせていただきます。所管課でもない私共が主観を述べる事はできませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

中台委員 そうすると、結局、中央図書館の設置計画そのものについては、計画よりも進行が遅れているってということですね。

事務局（小林） 前回の委員会では、市民参画の手法を2つ審査しました。パブリックコメントと関係団体からの意見聴取でしたが、その実施時期が延びています。スケジュール的には延びていくでしょうというお話でしたから。

議長 基本計画の策定が遅れているためということですね。

浅沼委員 中央図書館については、平成23年9月26日の委員会での協議を含めると2

回目でした。

事務局（小林）　　そうですね。

議長　　子どもの城の建設予定地は、旧振興製作所の本社ビル跡地を第一候補としていたようですが、これが難しいということになって、中央図書館と同じ敷地を検討していると、先日新聞に載っていましたね。それで、基本計画の策定も見直さなければならぬということになったのでしょうか。
この話題については、このへんでよろしいですか。

浅沼委員　　実施面においては、まちづくり部長が頑張っているようですから…

事務局（小林）　　私共はこの案件についての参画の方法論が適切かどうかを議論するだけで、事業自体にはコメントできませんので。

議長　　それでは、協議が終了いたしましたので、これをもちまして第3回市民協働・参画推進委員会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

4 閉会

事務局（加藤）　　（閉会を宣言）